

I. 反対尋問

- 5 1. 検察レジュメ 3 頁 79 行について、因果関係の趣旨は行為から生じた偶然的結果を排除して処罰範囲の適正を画する点¹にある。そうだとすれば、行為者の主観を考慮しなければ、偶発的結果を排除できない場合に、これを考慮することはかかる趣旨に反しない。にもかかわらず、なぜ折衷的因果関係説で判断の際に行行為者の認識していた事実を基礎に入れる事が問題となるのか。
- 10 2. 検察側は危険の現実化説を採用しているが、危険概念が不明確であり、規範として類型化がされていないため、罪刑法定主義を標榜する刑法の趣旨に反するのではないか。
3. 検察レジュメ 4 頁 116 行において、検察側は条件関係が認められることを前提として危険の現実化説に立ち因果関係を検討するとしているが、条件関係について検討していないのはなぜか。さらに、検察側の論理に則ると、乙の行為なければ A 死亡結果なしとは言えず、条件関係が否定されるのではないか。
- 15

II. 学説の検討

A 説(条件説)について

- その行為がなかったならばその結果は発生しなかったであろうという条件関係が存在する限り、刑法上の因果関係が認められるとする説。検察側と同様の理由により採用しない²。
- 20

C 説(危険の現実化説)について

- 「行為の危険性が結果へと現実化したか否か」を基準とする説。この説は、実行行為の危険性は、行為時および行為後に存在したすべての事情を基礎に客観的に判断されるべきだとしていることから、いうところの「危険」は、「科学法則上の危険」つまり科学的危険を意味している。しかし、どの程度の危険が重大で因果関係の肯定に結びつくかは、科
- 25

¹ 大谷實『刑法講義総論 [新版第4版]』(成文堂,2012年)222頁。

² 大谷實『刑法講義総論 [新版第4版]』(成文堂,2012年)202頁。

学法則から明らかになるものではなく、危険がいかなるプロセスを経て現実化した場合に因果関係を肯定するかも、科学法則的に明らかにすることは不可能である。そもそも刑法上の因果関係は、行為と結果の連関であるから、一般人ないし社会通念から見て、その行為から結果の発生することがありうるか否かの判断を重視するのである。事後の具体的な

5 事情から行為の危険性ないし寄与度を判断するのは、定型的な構成要件該当性の判断ではなく、この説は構成要件の定型性を無視するものであり、妥当ではない³。

B-1 説(主観的相当因果関係説)について

本説に立つと、一般人からみれば当然に認識し得る事情だとしても、行為者が認識していなかった場合に、相当性の判断資料から除外することとなり、認められる因果関係が極端に狭くなるため妥当でない⁴。

10

B-2 説(客観的相当因果関係説)について

行為当時の事情に関して、一般人も知ることができず、行為者も知らなかった特殊の事情をも含むすべての事情を考慮に入れるのは、社会通念上偶然的結果というべきものについても広く因果関係を認めることになり、相当因果関係説の趣旨に反する。また、行為時の危険と行為後の危険を論理的に区別しうるのか疑われる⁵。

15

B-3 説(折衷的相当因果関係説)について

刑法規範は専ら一般国民に向けられた行為規範であるから、因果関係を含む違法判断は行為時に行うことができるものでなければ、一般国民の行動指針とはならないので、一般人が行為時に認識可能な事情を判断資料にするのが原則である。また、因果関係は行為者に結果を客観的に帰責できるかの判断であるから、一般人にとっては認識不可能であっても行為者自身が認識していた事情を判断資料から除外する理由はない⁶。

20

よって、弁護側は B-3 説を採用する。

25

³ 大谷實『刑法講義総論 [新版第4版]』(成文堂,2012年)222頁。

⁴ 大谷實『刑法講義総論 [新版第4版]』(成文堂,2012年)207頁。

⁵ 同上

⁶ 大塚裕史『法学セミナーNo.729』(日本評論社,2015年)76頁。

III. 本問の検討

第一 甲の罪責について

1. 甲の、日頃から恨みに思っていた A の頭部を洗面器の底や皮バンド等で滅多打ちにし、内因性高血圧性橋脳内出血を発生させ、結果として死亡させた行為について、傷害致死罪(刑法(以下省略)204 条・205 条)が成立しないか。
2. 204 条における「傷害」とは、人の生理的機能を害することである。本件において、甲は A の頭部を洗面器の底や革バンドで滅多打ちにし、内因性高血圧性橋脳内出血を発生させているため、A の生理的機能を害していると言え、傷害罪の実行行為性が認められる。
3. 本件において、A が死亡するという結果が発生している。
4. 上記の通り、弁護側は B-3 説を採用し、条件関係に加え、追加的・付加的な限定要件として、実行行為から構成要件の結果が発生することが一般的にありうること、その関係が異常・不相当なものではないことを、行為の時点において行為者が認識していた事情及び一般人が認識可能であった事情から判断し、そうであると認められた時に因果関係の存在を認める。そして、実行行為後の介在事情が存在する場合には、その因果経過を審査し、それが行為者及び一般人から予測できれば因果経過は通常と判断されるが、予測できない場合には因果経過は異常とされ、因果関係が否定される。

本件において、甲が A を滅多打ちにしなければ A が死亡することはなかったため、条件関係の存在は認められる。ここで、甲が A を滅多打ちにした後、第三者である乙がさらに角材で A を殴打するという異常性の高い介在事情が存在している。そして、これは甲からも一般人からも予見可能なものではない。そのため、甲の実行行為の後に乙の暴行という介在事情が発生し、そして A が内因性高血圧性橋脳内出血により死亡するという因果経過は、経験上通常性に欠けるものであり、異常である。よって、甲による実行行為と A の死亡結果との間には因果関係は認められず、A の内因性高血圧性橋脳内出血という傷害結果との間にのみ認められる。

5. 構成要件の故意とは構成要件該当事実の認識・認容である。本件において、甲は上記事実について認識・認容しているため、構成要件の故意が認められる。
6. 以上より、甲の行為について傷害罪が成立する。

第二 乙の罪責について

1. 乙の、A を角材で殴打した行為について、傷害致死罪が成立しないか。
2. 本件において、乙は A の頭部を角材で殴打し、内因性高血圧性橋脳内出血を悪化させて

いるため、Aの生理的機能を害していると言え、傷害罪の実行行為が認められる。

3. 同様に、Aが死亡するという結果が発生している。

4. 本件において、乙の実行行為によりAの死期が早まっているため、条件関係は認められる。また、人が角材で殴打されることにより死亡することは、一般的に予想されるもの

5. である。そのため、乙の実行行為とAの死亡結果との間に因果関係が認められる。

5. 構成要件の故意とは構成要件該当事実の認識・認容であり、結果的加重犯における構成要件の故意は、基本犯のそれによって足りる。本件において、乙は上記事実を認識・認容をしているため、傷害罪の構成要件の故意が認められ、それにより傷害致死罪の構成要件の故意も認められる。

10 6. 以上より、乙の行為について傷害致死罪が成立する。

IV. 結論

甲の行為には傷害罪が成立し、甲はその罪責を負う。一方、乙の行為には傷害致死罪が成立し、乙はその罪責を負う。

15

以上